

令和2年7月1日

各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい児通所支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長
運営指導課長

新型コロナウイルス感染症防止のための障がい児通所支援について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症防止のため、日々、適正な支援にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、教育活動が再開され、大阪市内の学校が通常どおりの日程で授業を行うこととなって1週間余りが経過しました。学校の全国一斉臨時休業を受け、この間、令和2年2月28日付けで通知いたしました「新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業を受けた対応及び依頼について」をはじめ、各指定障がい児支援事業所の皆さまには、新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての臨時的な対応をお願いしてきたところです。

このたび、厚生労働省より「『緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）』に係るQ&A」（令和2年6月3日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）、及び「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その1）・（その2）」（令和2年6月19日・令和2年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）が発出されたことを受け、今後の本市における新型コロナウイルス感染症防止のための障がい児通所支援に係る取扱いについては次のとおりとしますので、ご確認のうえご対応くださいますよう、よろしく願いいたします。

記

1 放課後等デイサービスの報酬単価及び適用期間について

(1) 令和2年7月1日（水）以降の報酬単価

授業日に支援を行った場合は「授業の終了後」の単価、学校の休業日に支援を行った場合は「休業日」の単価とします。

(2) 夏季休業日

大阪市立小学校中学校の令和2年度夏季休業日は、令和2年8月8日（土）から令和2年8月24日（月）までとされておりますが、高等学校や大阪府立特別支援学校は各学校において異なる状況です。

また、厚生労働省から「異なる地域の学校に通っているために、夏季休業期間が児童によって違っている場合には、今般の新型コロナウイルス感染症の影響への対応の観点から、特例的な取扱いとして、一番早く夏季休業が始まり、一番遅く夏季休業が終了する期間に合わせて、学校休業日単価を設定することとします。」との通知があることから、各指定放課後等デイサービス事業所におかれましては、次のとおりご対応ください。

- ① 7月から8月に利用計画がある児童が通学している学校の夏季休業日を確認してください。
- ② ①においてご確認いただいた中で、最も早く始まる日から最も遅く終了する日まで、「休業日」単価を適用することとします。
- ③ 各事業所において「休業日」単価を適用する期間及び「休業日」単価を適用することにより、利用者負担額が増えることについて、事前に利用者全員に周知してください。

なお、この利用者負担増額に対して、国の公的支援制度は適用されない旨通知されていることを申し添えます。

「休業日」単価を適用する期間において、授業終了後に利用する児童がおられることが考えられますので、この場合、できるだけ長時間での支援をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係る対応については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合がありますので、最新の情報でご確認くださいませよう、お願いします。

2 通所による療育支援以外の方法による支援の留意点について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年5月22日文部科学省）によると、地域の感染状況によっては、感染者が発生していない学校であっても臨時休業が行われる場合があること、医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応について方針が示されていることから、放課後等デイサービスにつきましては、児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれて登校を控えている場合で学校で「欠席」扱いとならない日に事業所も欠席し、児童の居宅訪問等において、個別支援計画の内容を踏まえ、健康管理や相談支援等のできる限りのサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とします。学校への確認内容等について、支援記録に記載しておくようお願いします。

また、児童発達支援についても、医療的ケアを必要とする場合や基礎疾患があり、幼稚園や保育所等を休んでいる場合や通所の方法（公共交通機関の利用）等により保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合は、本件取扱いの対象とします。本件取扱いの対象とした理由や他の通所先への確認内容等について、支援記録に記載しておくようお願いします。

※ 新型コロナウイルスの感染防止以外の理由（引きこもり〔不登校〕、単にリモートによる支援を希望される場合等）で通所されない場合は、報酬の対象とはなりません。

(具体的な居宅訪問や電話等による支援内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別やりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

なお、この場合も通常の利用者負担が発生することについて保護者に説明し、了解を得ていただくとともに、単なる欠席連絡(その後の支援については不要と保護者の意向がある場合)については、サービス提供とはみなされないことにご注意ください。

(電話等代替支援の方法)

コミュニケーションの方法としてメール等を活用することについては、メール等では、保護者や本人の声や表情から思いを汲み取りながら、必要な助言などを行うことが困難あり、基本的には、支援は居宅への訪問や電話等で行うことが望ましいと考えます。

一方で、例えば、日中児童を祖父母に預かってもらい保護者が出勤している場合など、保護者の事情により電話対応が困難でメール等による連絡を望む場合には、メール等による支援も報酬の対象として認めることとします。その場合であっても、電話等による支援と同様に、保護者の理解を得つつ、個々の状況に応じた支援を実施してください。

なお、支援はあくまで個々の状況に応じて行うものであることから、次のような支援は報酬の対象としては認めません。

- ・ 同一の内容をメール等で利用者へ送信する。(同一の内容を送信した場合であったとしても、それに対する保護者からの返事に個別に対応した場合は報酬の対象と認める。)
- ・ 個別にメール等を送った後、保護者等から応答がなく、状況の把握を行わないままにしている。

3 人員基準等の臨時的な取扱いについて

「2」により支援を行った結果、定員を超過した場合や人員基準を満たさなくなった場合であっても減算を適用しないこととします。

4 支給量について

受給者証の支給決定量以上の日数の利用が必要となった場合は、事前に所定の手続きをとおっていただくよう、保護者にご案内ください。

5 人員配置等の取扱いについて

職員の子どもの預け先確保等の問題で短時間の勤務となること等のほか、職員本人の罹患や職員家族の罹患による在宅待機等により、やむを得ず出勤できないことによって欠員になる場合は、減算の対象としないこととします。

6 添付資料

- ・【厚生労働省事務連絡】「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について(その2)」に係るQ&A(令和2年6月3日付け)

- ・【厚生労働省事務連絡】 新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その1）（令和2年6月19日付け）
- ・【厚生労働省事務連絡】 新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）（令和2年6月30日付け）

7 新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ

○大阪市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

○新型コロナウイルス感染症への対応等についてホームページ（大阪市福祉局障がい者施策部）

※事務連絡（新型コロナウイルス感染症防止のための障がい児通所支援について）掲載

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

【問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6527 Fax：06-6241-6608